

令和 5 年 第 2 回 長 久 手 市 議 会 定 例 会
議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	所 管
議案第 3 4 号	令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 4 号）	総務部
議案第 3 5 号	長久手市税条例の一部を改正する条例について	総務部
議案第 3 6 号	長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第 3 7 号	長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども部
議案第 3 8 号	長久手市都市公園条例の一部を改正する条例について	建設部
議案第 3 9 号	香流苑解体撤去工事請負契約の締結について	くらし文化部
議案第 4 0 号	西小学校建物改修工事（Ⅱ期工事）工事請負契約の締結について	教育委員会
議案第 4 1 号	小中学校大型提示装置の買入れについて	教育委員会
同意案第 5 号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部
同意案第 6 号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部
同意案第 7 号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部
同意案第 8 号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部
同意案第 9 号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部
同意案第 1 0 号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部
同意案第 1 1 号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部

議案番号	件名	所管
同意案第12号	長久手市農業委員会の委員の任命について	建設部
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	福祉部
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	福祉部

令和5年第2回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和5年6月15日～7月7日 23日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	6月15日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	6月16日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	6月17日	土		休 会
第4日	6月18日	日		休 会
第5日	6月19日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	6月20日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	6月21日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	6月22日	木		休 会
第9日	6月23日	金	午前9時30分	常任委員会
第10日	6月24日	土		休 会
第11日	6月25日	日		休 会
第12日	6月26日	月		予 備 日
第13日	6月27日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	6月28日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	6月29日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	6月30日	金		予 備 日
第17日	7月1日	土		休 会
第18日	7月2日	日		休 会
第19日	7月3日	月	午前9時30分	予算決算委員会
第20日	7月4日	火		予 備 日
第21日	7月5日	水	午前10時	議会運営委員会
第22日	7月6日	木		休 会
第23日	7月7日	金	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

5月31日(水)午前10時 議会運営委員会

6月6日(火)午前8時30分から 6月7日(水)正午まで

一般質問通告受付

6月7日(水)正午

陳情書及び請願書等受付締切り

6月12日(月)午前10時

議会運営委員会

令和5年第2回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月15日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書について
 - 4 下水道事業会計建設改良費繰越計算書について
 - 5 尾張土地開発公社経営状況について
 - 6 議員派遣の結果について
 - 7 議案説明員について
- 第4 議案第34号令和5年度長久手市一般会計補正予算（第4号）から議案第41号小中学校大型提示装置の買入れについてまで
（議案の上程、提案者の説明）
- 第5 議案第35号長久手市税条例の一部を改正する条例について及び議案第39号香流苑解体撤去工事請負契約の締結についてから議案第41号まで
（議案に対する質疑、委員会付託）
- 第6 同意案第5号長久手市農業委員会の委員の任命についてから同意案第12号長久手市農業委員会の委員の任命についてまで
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）
- 第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和5年第2回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月16日(金)午前10時開議

- 第1 諸般の報告に対する質疑
- 第2 議案第35号及び議案第39号から議案第41号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第3 議案第34号及び議案第36号長久手市子ども・子育て会議条例の一部を
改正する条例についてから議案第38号長久手市都市公園条例の一部を改
正する条例についてまで
（議案に対する質疑、委員会付託）

令和5年第2回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年6月27日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第2回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年6月28日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第2回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年6月29日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和5年第2回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年7月7日(金)午前10時開議

- 第1 議案第34号及び議案第36号から議案第38号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第2 常任委員会等の閉会中の継続調査の申出について
- 第3 議員派遣の件

議案番号 件 名

議案第 3 5 号 長久手市税条例の一部を改正する条例について

議案第 3 9 号 香流苑解体撤去工事請負契約の締結について

議案番号 件 名

議案第40号 西小学校建物改修工事（Ⅱ期工事）工事請負契約の締結について

議案第41号 小中学校大型提示装置の買入れについて

議案番号 件 名

議案第38号 長久手市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案番号	件名
議案第36号	長久手市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
議案第37号	長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

予算決算委員会

R 5 . 6 . 1 6

議案番号 件 名

議案第 3 4 号 令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 4 号）

(仮)長久手市議会議員の請負の状況の公表に関する条例 制定背景

○長久手市議会議員政治倫理条例の構成

第1条 (目的)

第2条 (議員の責務)

第3条 (政治倫理基準)

第4条 (公共事業の請負契約及び指定管理者の指定に関する遵守事項)

議員は、市が行う公共事業の請負契約及び指定管理者の指定について、議員の配偶者若しくは同居の親族が経営する企業又はこれらの者が事実上支配力を持つと思われる企業に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する趣旨を尊重し、契約及び指定の自粛を求めるよう努めなければならない。

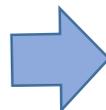
改正地方自治法 第92条の2 令和4年12月10日(令和5年3月1日施行)

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第百四十二条、第百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。



地方自治法改正 内容

各会計年度において議員が支払を受ける当該請負総額300万円までは、市と個人の請負規制から対象外となる。



新規条例 制定の必要性

請負状況の公表及び報告を条例化することで、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公平及び事務の適性を図る。

※施行規程で報告、閲覧等を別に定める。

第5条 (調査請求の手続)

第6条 (審査会の設置等)

第7条 (政治倫理の審査等)

第8条 (議員の協力義務)

第9条 (審査結果の尊重)

第10条 (準用)

第11条 (委任)

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）条文解説

（目的）

第1条 この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

本条は、この条例の目的を定めるものです。

改正前の地方自治法第92条の2の規定では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない」旨が規定されており、議員個人と市との請負が認められていませんでしたが、今回の法改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額（300万円）までは、議員個人による市との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

改正法の国会における審議過程で付けられた附帯決議では、「請負禁止の規制緩和」にあたり「議員の職務執行の公正、適正」を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、法改正について発せられた総務大臣通知（令和4年12月16日付け総行行第351号）では、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされています。

これらを踏まえ、本条例(例)は、市議会議員と市との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における〇〇市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

本条は、前会計年度中に市と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。なお、議員が個人事業主の支配人である場合は、その個人事業主と市に対する請負の状況を報告しなければなりません。

報告すべき議員は、前会計年度中に市と請負をした者又はその支配人である議員であつて、すべての議員ではありません。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告の必要はありません。

第1項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に議長に対して、前会計年度において支払を受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定しています。括弧書きは、報告すべき期間内に議員の選挙があり、再度議員となった場合の報告期間です。

第1号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定しています。

アの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負があつたかの報告を求めるものです。

イの「契約締結日」は、契約を特定するために締結日の報告を求めるものです。なお、変更契約があつた場合や複数年契約、長期継続契約も考えられますが、その場合も当初の契約締結日を報告することになります。

ウの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求めるものです。なお、単価契約の場合には、その旨を報告することになります(規程(例)第1号様式参照)。

エの「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額」は、1つの契約でも複数回数の支払があることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになります。

第2号は、前号エに掲げる総額の合計額を報告することを規定しています。

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

第2項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂正内容の届出が必要であることを規定しています。なお、訂正の期限については、定めていません。したがって、訂正が必要であるときは、前会計年度以前のものであっても訂正内容を届け出なければいけません。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

本条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。なお、前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告についても同様に、一覧の作成及び公表をしなければいけません。

公表については、広く住民が知り得る状態におくことを意味し、議会事務局の窓口に一覧を置いておくことや各市のホームページ、議会広報への掲載なども考えられます。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

本条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものです。

第1項は、第2条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して4年を経過する日を含む年度末までと規定するものです。

議員任期が4年であることを考慮し、各市議会の判断で整理してください。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

第2項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定するものです。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

本条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものです。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この条例がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年4月1日から始まる会計年度における請負から適用することを定めるものです。

例えば、「令和5年4月1日に始まる会計年度における請負」が想定されます。この場合、改正法の施行日である令和5年3月1日からの一か月分の請負の取扱いについては、条例制定の趣旨を考慮し、条例が適用されないものの条例の取扱いに準じて請負状況等の報告、公表を行う対応が考えられます。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」の制定時期については、各市議会の判断により対応してください。

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）条文解説

（趣旨）

第1条 この規程は、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和〇年〇〇条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

本条は、この規程の趣旨について定めるものです。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

本条は、報告及び訂正の方法を定めるものです。

第1項は、条例第2条第1項の規定による報告の方法について規定するものです。

請負状況等報告は、請負状況等報告書（第1号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになります。

第2項は、条例第2条第2項の規定による訂正の方法について規定するものです。

訂正は、訂正届（第2号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになります。

なお、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等については、例えば電子メールとする旨を議長の決裁により別に定めること等が考えられます。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

本条は、条例第3条の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならないこと（いわゆる見え消しの方法）を定めるものです。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

- 2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。
- 3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

本条は、報告及び訂正の閲覧について定めるものです。

第1項は、閲覧の期間、場所、時間について規定するものです。

「〇日を経過する日の翌日」については、各市議会で報告及び訂正を処理するための事務処理期間を踏まえ、各市議会で整理してください。

第2項は、第1項に規定する場所及び時間の公表について規定するものです。

第3項は、議長が指定する場所以外に報告及び訂正は持ち出せないことを規定するものです。

第4項は、閲覧に係る報告及び訂正の取扱いについて規定するものです。

第5項は、第1項及び前2項の規定に違反する者の対応について規定するものです。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

本条は、報告及び訂正の写しの交付について定めるものです。

報告及び訂正の写しの交付請求は、複写申込書(第3号様式)による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等(例えば電子メール等)により請求することを規定するものです。

写しの作成に要する費用(実費)は、写しの交付を請求した者の負担とすることを規定するものです。なお、費用については、各市議会の他の実費徴収の例により、必要に応じて規定することも考えられます。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、〇〇市の休日を定める条例（〇〇年〇〇市条例第〇号）第〇条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

本条は、報告及び閲覧の期限の特例について定めるものです。

第1項は、報告をすべき期限が市の休日に当たるときは、その翌日を期限とみなすことを規定するものです。

第2項は、報告及び訂正の閲覧をすることのできる日が市の休日に当たるときは、その翌日を閲覧開始日とみなすことを規定するものです。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この規程がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することを定めるものです。